

国立大学法人滋賀大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

学長及び役員の勤勉手当については、業績評価の結果等を勘案し、経営協議会に諮った上で、支給割合を定めることができる。平成23年度においては第二期中期目標・中期計画を着実に遂行しているが、財政状況等を勘案し、支給割合は良好(標準)とした。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { ・平成22年度に引き続き暫定的に地域手当の支給率を1%上げた。

理事 { ・平成22年度に引き続き暫定的に地域手当の支給率を1%上げた。

監事(非常勤) { ・該当なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,035	千円 11,868	千円 4,222	千円 474(地域手当) 470(通勤手当)			
A理事	千円 14,308	千円 10,056	千円 3,577	千円 402(地域手当) 272(通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 14,427	千円 10,056	千円 3,577	千円 402(地域手当) 391(通勤手当)			
C理事	千円 14,695	千円 10,056	千円 3,577	千円 402(地域手当) 660(通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 11,373	千円 7,800	千円 2,819	千円 312(地域手当) 156(広域異動手当) 286(通勤手当)	4月1日		◇

A監事 (非常勤)	千円 2,592	千円 2,592	千円	千円 ()		3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 1,296	千円 1,296	千円	千円 ()		3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準、物価水準等を考慮し支給されているものである。

注2:「広域異動手当」とは、就任直前に遠隔地で在勤していた場合、異動の距離に応じて支給されているものである。

注3:「前職」欄の記号について「◇」は、役員出向者を示すものである。

注4:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務の効率化を図り、業務内容・業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、多様な雇用形態の導入等により、人件費の抑制を図りつつ、適正な人件費の管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国立大学法人法第35条及び独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、法人の業務実績及び社会一般の情勢に適合したものとなるように人事院勧告等を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等を考慮し、昇格、昇給及び勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
基本給月額(昇格)	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。
基本給月額(昇給)	毎年1月1日に職員の勤務成績に応じて、最大8号給上位の号給に昇給させることができる。
勤勉手当(査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における、勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・国家公務員に準じて43歳未満の職員に対する1号給回復措置を行った。
- ・平成22年度に引き続き暫定的に地域手当支給率を1%上げた。
(国の基準の範囲内で、キャンパス間の支給率の統一を目指しているため)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 332	歳 47.1	千円 7,638	千円 5,682	千円 168	千円 1,956
事務・技術	人 87	歳 44.1	千円 5,697	千円 4,298	千円 146	千円 1,399
教育職種 (大学教員)	人 184	歳 50.6	千円 8,896	千円 6,561	千円 196	千円 2,335
技能・労務職種	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種(附属高校教員)	人 21	歳 43.6	千円 7,415	千円 5,617	千円 149	千円 1,798
教育職種(附属義務教育学校教員)	人 37	歳 38.6	千円 6,269	千円 4,749	千円 105	千円 1,520
その他医療職種(看護師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

任期付職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (外国人教師)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 2	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人 1	歳	千円	千円	千円	千円

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員中の技能・労務職種、その他医療職種(看護師)、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載しない。

注6:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注7:在外職員については該当者がいないため省略した。

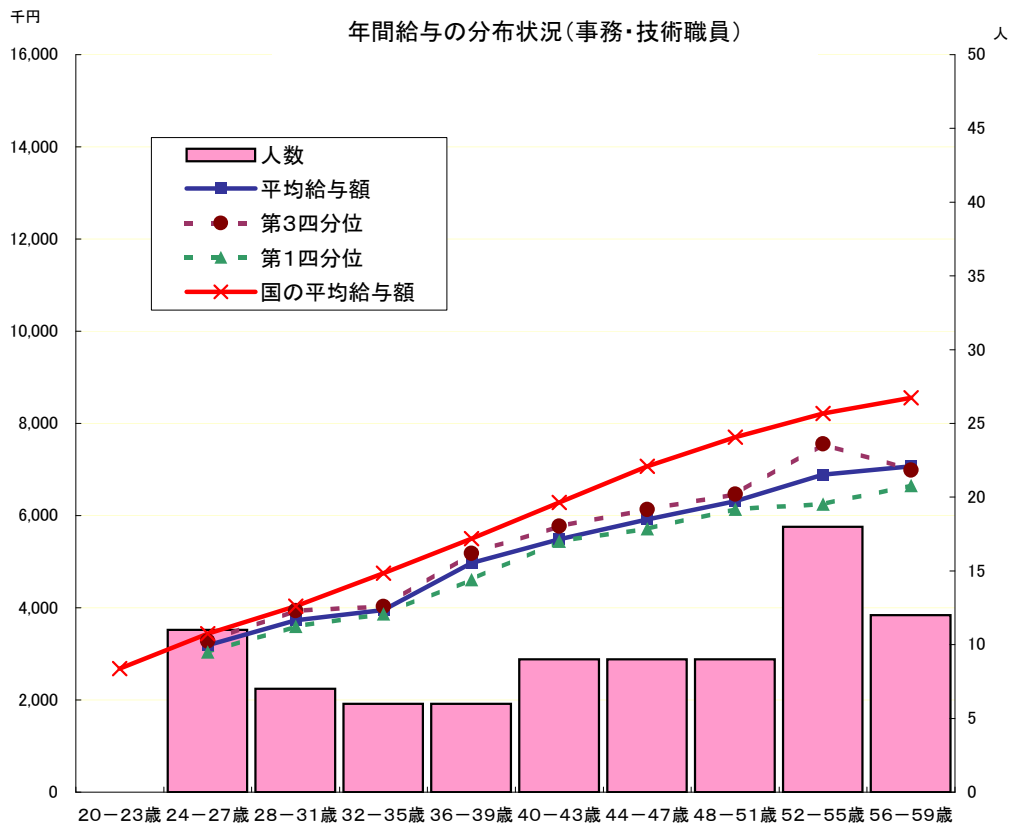
注8:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注9:再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

注10:非常勤職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

1. 事務・技術職員



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
部長	1		-	-	-	-	-
課長	10	54.2	7,349	7,816	7,592	7,816	7,816
副課長	15	52.6	6,261	6,770	6,535	6,770	6,770
係長	31	48.0	5,532	6,269	5,968	6,269	6,269
主任	12	38.3	3,897	5,150	4,587	5,150	5,150
係員	18	27.6	3,081	3,665	3,398	3,665	3,665

注1:「部長」には、部長相当職である「事務統括監」を含む。

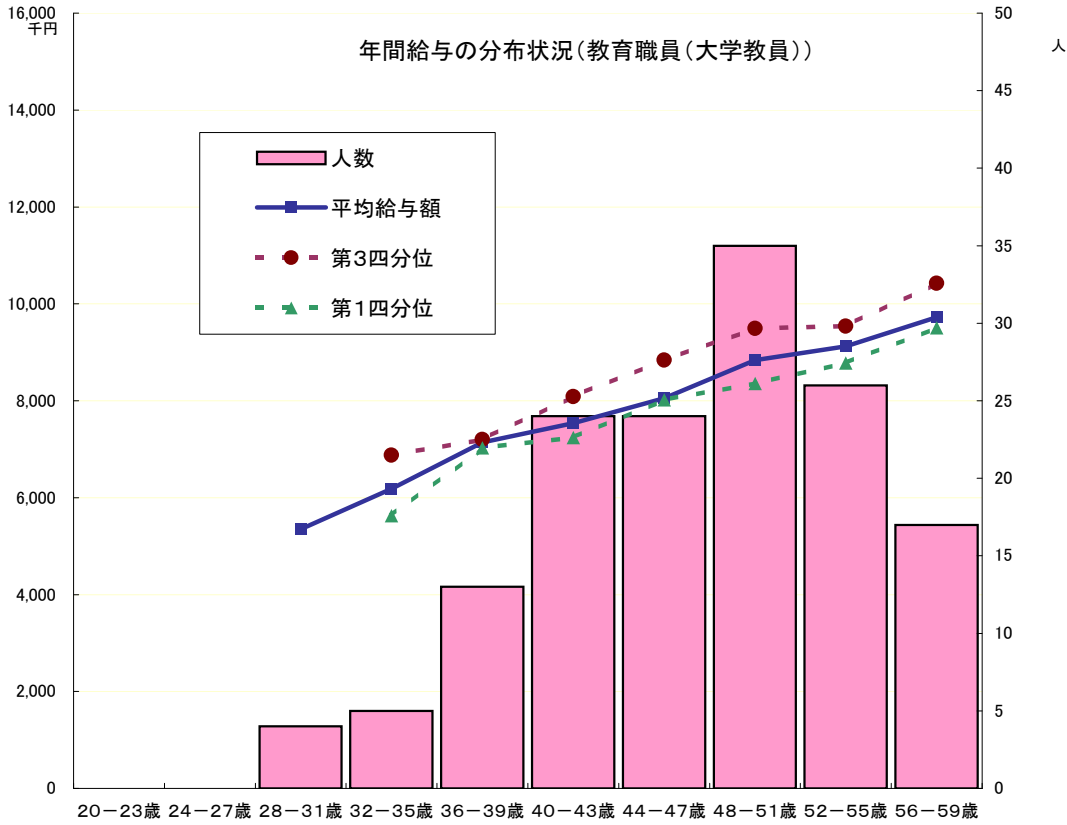
注2:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。

注3:「副課長」には、副課長相当職である「副事務長」及び「室長」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注5:部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

2. 教育職員(大学教員)



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
教授	103	55.7	9,239	10,328	9,744	10,328	10,328
准教授	65	43.9	7,200	8,216	7,728	8,216	8,216
講師	7	38.9	5,022	6,620	6,000	6,620	6,620
助手	4	50.5	-	-	6,464	-	-
教務職員	5	47.9	5,259	5,371	5,391	5,371	5,371

注:助手の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3四分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任	係長	副課長	課長	課長	部長
人員(割合)	87人	11人 (12.6%)	11人 (12.6%)	29人 (33.3%)	22人 (25.3%)	11人 (12.6%)	2人 (2.3%)	1人 (1.1%)
年齢(最高～最低)		27歳 ～ 24歳	33歳 ～ 29歳	54歳 ～ 34歳	59歳 ～ 47歳	59歳 ～ 52歳		
所定内給与年額(最高～最低)		2,884千円 ～ 2,234千円	3,159千円 ～ 2,654千円	4,734千円 ～ 2,925千円	5,156千円 ～ 4,373千円	6,156千円 ～ 4,980千円		
年間給与額(最高～最低)		3,717千円 ～ 2,969千円	4,067千円 ～ 3,528千円	6,269千円 ～ 3,867千円	6,984千円 ～ 5,912千円	8,011千円 ～ 6,765千円		

注:6級及び7級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

2.教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	准教授	教授
人員(割合)	184人	5人 (2.7%)	4人 (2.2%)	9人 (4.9%)	63人 (34.2%)	103人 (56.0%)
年齢(最高～最低)		55歳 ～ 41歳	58歳 ～ 42歳	57歳 ～ 30歳	61歳 ～ 32歳	64歳 ～ 39歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,369千円 ～ 3,856千円	4,984千円 ～ 4,706千円	5,321千円 ～ 3,641千円	7,031千円 ～ 4,156千円	8,571千円 ～ 5,123千円
年間給与額(最高～最低)		5,893千円 ～ 5,133千円	6,722千円 ～ 6,300千円	7,326千円 ～ 5,020千円	9,556千円 ～ 5,504千円	11,758千円 ～ 7,032千円

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1.事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 67.9	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.7	% 32.1	% 33.3
	最高～最低	% 37.7～32.4	% 34.3～29.9	% 34.8～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67	% 65.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 33.0	% 34.2
	最高～最低	% 40.5～32.4	% 37.8～29.9	% 37.0～31.1

2.教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.8	66.9	65.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.2	33.1	34.6
	最高～最低	48.6～32.9	41.8～30.4	45.2～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.3	66.8	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.7	33.2	34.4
	最高～最低	40.5～32.5	37.8～30.1	39.1～31.2

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

1. 事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

85.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

98.2

2. 教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

97.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	85.1	
	参 考	地域勘案	90.3
		学歴勘案	85.2
		地域・学歴勘案	90.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60.3% (国からの財政支出額 3,649,820,000円、支出予算の総額 6,050,830,000円：平成23年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成22年度決算) 【検証結果】 国からの財政支出の割合は、50%以上であるが、対国家公務員との給与水準の比較指標は85.1と下回っており、給与水準は適正であると判断する。		
講ずる措置	給与水準は適正であり、引き続き適正な給与水準の維持に努める。		

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

94.9

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22 年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等 支給総額 (A)	3,105,632	3,197,872	▲ 92,240 (▲2.9)	▲ 92,240 (▲2.9)
退職手当支給 額 (B)	378,748	381,890	▲ 3,142 (▲0.8)	▲ 3,142 (▲0.8)
非常勤役職員 等給与 (C)	412,644	344,233	68,411 (19.9)	68,411 (19.9)
福利厚生費 (D)	432,384	415,997	16,387 (3.9)	16,387 (3.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,329,409	4,339,992	▲ 10,583 (▲0.2)	▲ 10,583 (▲0.2)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因分析

給与、報酬等支給総額について、対前年度比がマイナス2.9%となった要因は、退職者の後任補充繰り延べや特任教員での補充等が主な要因であると考えられる。

非常勤役職員等給与について対前年度比がプラス19.9%となった要因については、特任教員等の雇用の増加が主な要因であると考えられる。

福利厚生費について対前年度比がプラス4.0%となった要因については、共済組合の短期掛金等の料率の引き上げが主な要因であると考えられる。

結果として、最広義人件費については、対前年度比マイナス0.2%となった。

② 「行革推進法」及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組み状況

「行革推進法」及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)で示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組みを行うこととされた中期目標に対して、本学では中期計画において平成22年度までに5%以上の人件費削減を図ることとしていた。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続することとしていた。

人件費削減の取組の進捗状況は下表のとおりである。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	3,639,243	3,481,422	3,410,360	3,376,307	3,257,509	3,197,872	3,105,632
人件費削減率 (%)		▲4.3%	▲6.3%	▲7.2%	▲10.5%	▲12.1%	▲14.7%
人件費削減率(補正值)(%)		▲4.3%	▲7.0%	▲7.9%	▲8.8%	▲8.9%	▲11.2%

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置については以下のとおり。

役員・職員ともに、7月実施。